1/23第34回分科会資料

日本船舶及び船員の確保に関する基本方針の変更等について

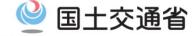
交通政策審議会海事分科会ご説明資料

国土交通省 海事局 平成30年1月

- 1. 日本船舶及び船員の確保に関する基本方針について(変更案骨子)
- 2. 日本船舶及び船員の確保の目標
- 3. 日本船舶の増加目標 (5年間で1.2倍) の考え方
- 4. 準日本船舶に対する課税特例の適用の考え方
- 5. 日本船舶・船員確保計画の認定の取消し
- (参考) 基本方針を踏まえた計画の認定に関する基準に係る主要な変更事項について
- (参考) 平成29年度税制改正要望の背景と税制改正大綱の概要について



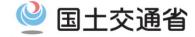
1 日本船舶及び船員の確保に関する基本方針について(変更案骨子)



- 1. 日本船舶及び船員の確保の意義及び目標に関する事項
 - (1)日本船舶及び船員の確保の意義
 - ①外航日本船舶の確保並びに外航日本人船員の育成 及び確保の意義
 - ②内航船員の育成及び確保の意義
 - (2) 日本船舶及び船員の確保の目標
 - 外航日本船舶の数を平成30年度からの5年間で1.2倍に、外航日本人船員の数を10年間で 1.5倍に増加。
- 2. 日本船舶及び船員の確保のために政府が実施すべき 施策に関する基本的な方針
 - (1)日本船舶・船員確保計画認定制度の適切な実施
 - (2)トン数標準税制の導入
 - (3) 準日本船舶制度の活用
 - 引き続き日本船舶の増加隻数の3倍までの隻数 をトン数標準税制の対象。ただし、継続認定事 業者の現行確保計画中に発生した準日本船舶の 保有枠のうち未行使分について次期確保計画に 持ち越し利用を認める。
 - (4) 内航船員の育成及び確保に関する予算措置の導入
 - (5) 非常時における輸送体制の確保
 - (6) 多様な養成課程による船員の育成及び確保
 - (7) その他
- 3. 船舶運航事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - (1)外航海運事業者が講ずべき措置
 - (2) 内航海運事業者が講ずべき措置

- 4. 計画の認定に関する基本的な事項
 - (1) 認定の申請に当たっての基本的事項
 - ①申請者
 - ②計画期間
 - ③申請時期
 - (2)計画の認定基準に関する基本的な事項
 - ①基本方針への適合性(第1号基準)
 - 1) 外航日本船舶の計画的な確保に関する基準 5年間で1.2倍以上。
 - 2) 外航日本人船員の計画的な育成及び確保に 関する基準
 - ②確実かつ効果的な実施可能性(第2号基準)
 - ③計画期間(第3号基準)
 - ④船員職業安定法の特例(第4号基準)
 - ⑤トン数標準税制の適用 (第5号基準)
 - ⑥その他
 - (3)計画の記載事項
 - (4)トン数標準税制の適用を引き続き受けるための 計画の申請等
 - (5)計画の勧告及び取消しに関する基本的な事項
 - 日本船舶・船員確保計画に係る認定の取消し の前提となる勧告をしない正当な理由に歴史 的海運不況が含まれることを記載。
- 5. 関係者の協力
- 6. 日本船舶及び船員の確保に関する施策の評価の実施

2 日本船舶及び船員の確保の目標



日本船舶及び船員の確保の目標

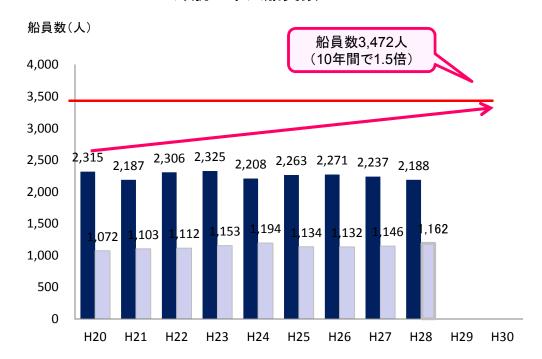
○外航日本船舶の数を<u>平成30年度からの5年間で1.2倍</u>に、外航日本人船員の数を<u>10年間で</u>1.5倍に増加させることを目標とする。

外航日本船舶及び外航日本人船員の推移

船舶数(隻) 450 日本船舶:314隻 400 (9年間で3.2倍) 350 300 250 219 __216.2 197 201.1 **■** 184 159 167.0 200 150 136 131.8 150 100 50

外航日本船舶数

外航日本人船員数



■1. 外航日本船舶隻数

H21 H22 H23 H24

■2. 外航日本船舶隻数 (トン税対象船社のみ)※1. の内数

H25

H26

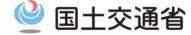
- ■1. 外航日本人船員数(船員法業務報告)
- ■2.外航日本人船員数(トン税対象船社のみ)※1.の内数

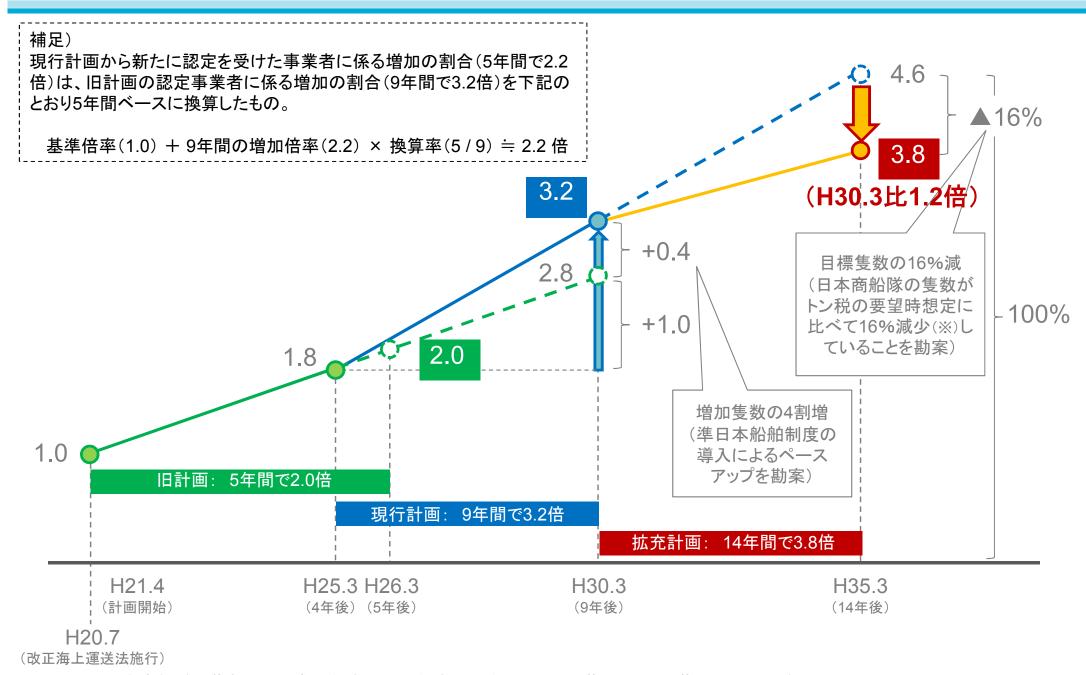
H27 H28

H30

注:船員数のうち、船員法業務報告は10月1日現在、トン税対象船社のみの数値は年度末時点のものである。 船舶隻数のうち、全体数は年央時点、トン税対象船社のみの数値は年度末時点のものである。

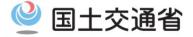
3 日本船舶の増加目標(5年間で1.2倍)の考え方





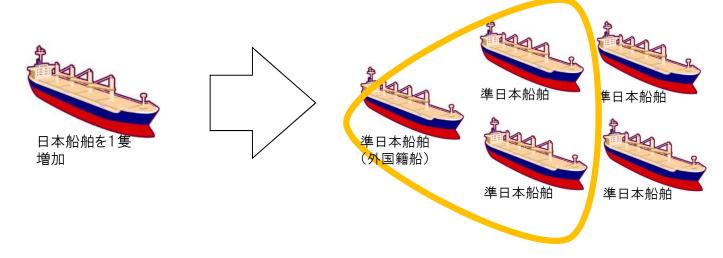
(※)日本商船隊の隻数は、平成10年央から24年央の14年間で1,970隻から2,848隻へと44.6%増。 このままいけば、27年央時点(平成10年央から17年後)では1,970隻×(1+44.6%×17/14)=3,036隻となるはずであったが、 実際には海運不況の影響を受けて2.561隻(3.036隻という想定に比べて16%減)に留まっている。

4 準日本船舶に対する課税特例の適用の考え方



準日本船舶制度の活用

・計画期間中に<u>増加させた日本船舶の隻数の合計の3倍までの隻数の準日本船舶</u>についてトン数標準税制の適用が可能。(ただし、現行トン数標準税制の適用を受けた事業者が、<u>現行計画期間中に増加させた外航日本船舶の合計隻数の3倍から準日本船舶の隻数を減じた隻数までは、追加で増加させることが可能。その際、新計画による増加枠が優先的に対象)</u>

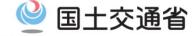


日本船舶を1隻増加させると、準日本船舶3隻までトン数標準税制を適用可能。



現行トン数標準税制適用事業者で、現行計画終了までの5年間において、準日本船舶の増加枠が残っている場合、当該枠を新計画の増加枠に追加することができる。(ただし、新計画の増加枠が優先的に対象となる。)

	直近5年間	新計画
日本船舶	+5	+5
準日本船舶	+11	+18
増加枠	+15 (未利用+4)	+19 (=5×3+4)



認定計画の必要な勧告及び認定の取消し

○ 認定事業者が、海上運送法第39条の2第1項に規定する<u>正当な理由がなく</u>認定計画に従って日本船舶及び船員の確保を行っておらず、又は行わないおそれがあると認められるときは、国土交通大臣は、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。さらに、当該認定事業者が当該勧告に従い必要な措置を講じなかったときは、その認定を取り消すことができる。

歴史的海運不況の要件

○ 同項に規定する<u>「正当な理由」には、歴史的な海運不況が発生した場合が含まれる</u>ものとし、次のいずれの要件にも該当する場合には歴史的な海運不況として国土交通大臣の勧告を行わないこととする。

(運賃指標について)

① <u>計画期間中における適切な運賃指標が、過去数年間</u>(一連の傾向を適切に反映する数年の期間をいう。)<u>との比較において著しく低位な水準にあり、これが一定期間</u>(少なくとも1年を超える期間をいう。)<u>継続している</u>こと。

(運航総隻数の削減について)

② 採算の確保が困難な状況にあり、認定事業者において<u>運航総隻数の削減をせざるを得ず、運航総隻</u> <u>数を相当程度削減</u>(当該認定事業者の過去数年間の実績相当以上の運航総隻数の削減をいう。) <u>し、又はする見込みである</u>こと。

(日本船舶の割合の維持について)

③ <u>計画期首と比較し、計画期末における実質自社支配船隻数</u>(認定事業者が確保する日本船舶及び当該認定事業者の海外子会社が保有する船舶の合計をいう。) <u>に占める日本船舶の割合がおおむね維</u> <u>持されている</u>こと。



外航日本船舶の計画的な確保に関する基準

5年間の計画期間内に1.2倍以上に増加させる計画であること。

外航日本人船員の計画的な育成及び確保に関する基準

(外航日本人船員の養成)

3級海技士免許取得に必要な乗船履歴を取得させるため、計画期間の最終年度において、計画 期間内の各事業年度の外航日本船舶及び準日本船舶の合計隻数に相当する人数の総和以上の養成 を自ら行うこと(費用を支弁して第三者に委託をして行う場合を含む)。

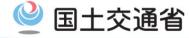
ただし、費用を支弁して第三者に委託して養成を行う場合に、全体の必要養成人数が3級海技 士免許取得のための乗船実習を受けることができる人数を上回るときは、4級海技士取得のため の乗船実習を受ける人数を養成人数とみなすことができることとする。

(外航日本人船員の確保)

外航日本船舶については、1隻当たり4人配乗できる人数を常に確保すること。ただし、これ にしたがい外航日本人船員の確保をはかる計画である場合において、なお外航日本人船員に不足 のある場合は、日本人海技士(有効な海技免状を受有する者)の算入を認める。

準日本船舶については、1隻当たり2人配乗できる人数の日本人海技士を常に確保すること。

(参考) 平成29年度税制改正要望の背景と税制改正大綱の概要について ◎



平成29年度税制改正要望の背景・内容

- 四面を海に囲まれた我が国では、貿易量の99.6%を海上輸送に、そのうち64.0%を日本商船隊に それぞれ依存。
- このような中、我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化により、日本商船隊による安定 的な国際海上輸送の確保の重要性が一層顕在化。
 - ▶ トン数標準税制による日本船舶を中核とした安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保 障の早期確立が不可欠。
- →①<u>準日本船舶の対象範囲を日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する</u>一定の要件を満たす <u>船舶まで拡充</u>
 - ②現下のような世界的海運不況を経ても、<u>長期的観点から日本船舶の増加を図ることができる日本</u> <u>船舶の確保の目標の柔軟な仕組みの導入</u>を要望。

要望の結果

平成29年度税制改正大綱(抄)(平成28年12月閣議決定)

トン数標準税制について、海上運送法等の改正を前提に、次の措置を講じた上、平成32年3月31日までに日本船舶・船員確保計画について認定を受けた対外船舶運航事業を営む法人に対して適用できることとする。

- ① 準日本船舶に本邦船主の子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶を加える。
- ② 取戻し課税の要件(日本船舶・船員確保計画に係る認定の取消し)の前提となる<u>勧告をしない</u>正当な理由に歴史的海運不況が含まれることを明確化する。
- ③ 日本船舶・船員確保計画において日本船舶及び船員の確保の目標として記載すべきその計画期間における日本船舶の隻数の増加の割合を120%(現行:220%)以上とする等の所要の見直しを行う。